

令和 7 年 4 月から入院時の食費が変わります

健康保険法施行令の改正により、令和 7 年 4 月 1 日から入院時の食費（入院時食事療養費、入院時生活療養費）が以下のとおり引き上げられます。

区分	1 食当たり負担額（令和 7 年 4 月から）
一般の方 ※1	490 円 ⇒ 510 円
難病患者、小児慢性特定疾病患者の方 （住民税非課税世帯を除く）	280 円 ⇒ 300 円
住民税非課税世帯の方	230 円 ⇒ 240 円
住民税非課税世帯の方で過去 1 年間の入院日数が 90 日を超えている場合	180 円 ⇒ 190 円
住民税非課税世帯に属しかつ所得が一定基準に満たない 70 歳 以上の高齢受給者	110 円（変更なし）